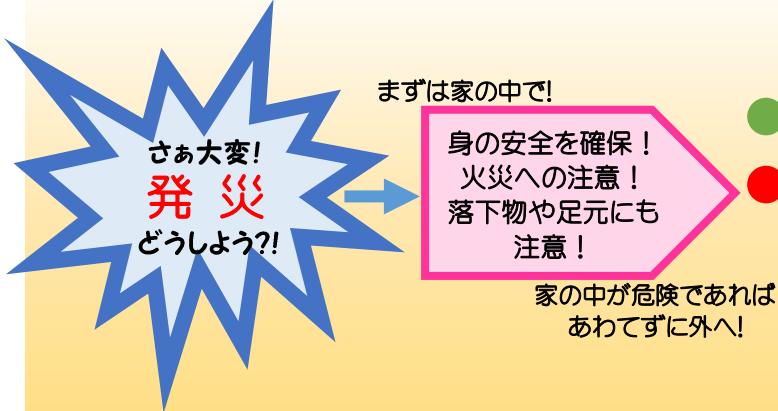


発災から避難までの流れ



「自治会福祉避難所」設置に向けて（自治会への提唱）ビジュアル版



行政・消防・救急・医療・警察等との連携・協力

災害への備えについて

◇はじめに

本紙は、2020(令和2)年3月速野学区社会福祉協議会発行の冊子「『自治会福祉避難所』設置に向けて(自治会への提唱)」に基づき、災害時に配慮を要する方々についての理解を深めてもらうことを目的に、これをビジュアル版として作成したものです。

守山市防災マップ及び各自治会による避難マップ等と併せてご活用ください。

◇お願い

避難までの流れや避難所の種類、災害時に配慮を要する方について、皆さんのご理解をお願いします。

災害時、まずはご自身やご家族の命を守る行動を取った上で、配慮を要する方の助けとなる行動についてお考えください。

◇今、やって欲しいこと

今後、地域での学習会等において、話し合いや訓練から出てきた課題を、一人でも多くの人と共有するとともに、避難時に配慮の必要な方の立場に立ってみてください。

警戒レベルや避難指示の確認

右のQRコードを読み取り、
サイトに接続後、
手順に従って
登録してください。



または、
次のアドレスに空メールを送信し、
手順に従って登録してください。

t-moriyama@sg-m.jp

テレビリモコンのdボタン

大雨や台風時、地域の
天気予報が確認できます。



自治会福祉避難室利用までの流れ

● 安否確認

自治会で決められたルールに基づき、ご自身やご家族の安否を報告してください。

自宅や車中での避難が困難な方は、安全な場所で待機してください。

★自治会災害対策本部にて情報を集約

自主防災組織と住民による救助活動を実施するとともに、自治会ごとに住民の安否や被害の情報を集約します。

● 避難の開始

自宅や車中での避難が困難な方は、自治会等からの指示により避難を開始します。

避難場所までの移動に配慮を要する方には、皆さんのご協力をお願いします。

可能であれば、水や食料、着替え、常備薬などの非常用品を持ち出してください。

※ 非常用品の確認については、まちづくり協議会発行(R3年度全戸配付予定)『速野学区防災ハンドブック』をご活用ください ※

自治会福祉避難室

高齢、障がい、乳幼児がいることなどにより、自宅等での避難や自治会避難所での生活が難しい方は、自治会福祉避難室を利用できます。

配慮の必要な方の優先入室にご理解ください。

自治会役員や自主防災組織のメンバーをはじめ、民生委員・児童委員や福祉協力員、赤十字奉仕団、在宅介護経験のある方、また医療や福祉の経験のある方などは、支援する側としてのご協力をお願いします。

自治会福祉避難室の運営や充実の源は、住民である皆さんの「共助の精神」です。

避難行動要支援者への配慮

高齢者世帯・認知症を有する方

運動機能や認知の低下により、支援が必要な場合があります。事前に、医療や介護の関係者等と、支援について確認しておくとよいでしょう。

視覚・聴覚障がいのある方

状況の把握や情報の収集が難しくなります。必要な情報を伝えるために、積極的にコミュニケーションをとるようにしましょう。

身体障がい・肢体不自由のある方

移動や行動がさらに制限されることになります。避難行動や避難所での生活が困難になることが考えられます。

内臓機能障がい・難病の方

医療品や医療機器などの携行が必要となる場合があります。医療機器等を適切に使用できる環境を整える必要があります。

知的・発達・精神障がいのある方

急激な環境変化への対応が難しい場合があります。やさしい言葉での声掛けや、落ち着いた対応をするなど、周囲の人の理解が求められます。

日本語でのやり取りが困難な外国の方

日本語での情報伝達の難しさが考えられます。身振り手振りによる情報伝達や、手を引くなどの誘導も考えられます。

乳幼児・児童・妊産婦の方

親や大人がいない時間帯の安否確認や避難行動に配慮が必要となります。また、避難所では生活空間への配慮が考えられます。

ひきこもり・不登校など

ご近所でのお付き合いがほとんどない場合もあります。避難所での受け入れ態勢に配慮が求められます。

避難所の種類

避難所とは

災害によって住宅を失うなど、被害を受けた人や受ける可能性のある人が、一定期間避難生活をするための屋内施設です。地域住民の他、旅行者なども利用の対象となります。

自治会避難所・自治会福祉避難室

市指定避難所を補完する、最も身近な自治会による避難所です。

市指定避難所(学校体育館等)

施設の安全が確認された上で、市による開設、受付の後、入所できます。

支援物資の受け入れや、避難者名簿を基にした自宅・車中等の避難者への支援物資の調整も想定しています。

市指定福祉避難所(福祉施設等)

一般の避難所での生活が困難な方のための避難所で、優先度が高いと判断された方が入所できます。入所には、介助者の同伴が必要です。

※ 速野学区社会福祉協議会では、～犠牲者ゼロを目指して～をスローガンに、速野会館や自治連合会、まちづくり協議会と連携し、災害時の備えとして、(仮称)速野学区災害対策本部の設置、住民名簿の作成、避難行動要支援者名簿の活用などについて、準備を進めていきます。

住民の皆さんには、学習会等を通して理解を深めていたいことを予定しています。また、自治会を通じて世帯状況の把握に努めて参ります。

何卒ご理解とご協力の程、お願い申しあげます。

★ あなた自身が、地域福祉の“重要な担い手”であることを自覚して行動することが、減災に繋がる第一歩です。